

【大綱2】

みんなが健康で共生して 住み続けられるまちづくり

(保健、医療、子育て、福祉など)

- 2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる
- 2-2 市民の健康づくりを進め、充実した
地域医療・保健衛生体制をつくる
- 2-3 みんなで子ども・若者の現在(いま)と未来を
応援(サポート)し、輝くまちをつくる
- 2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる
- 2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる
- 2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる

めざす姿(5年後の状態)

地域の多様な主体が参画した包括的な支援体制により、 地域共生社会が実現している

複雑・多様化する社会問題や生活上の諸課題に適切に対応できる支援体制を整備していくため、地域住民や地域の多様な主体が参画できる環境を整備します。

そのうえで、各世帯・個人の状況等に応じたきめ細かな支援を充実させ、住民相互の支え合いと行政サービスを両輪として、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
地域活動に参加している市民の割合	49%	60%
【説明】 市政世論調査で、地域活動※に参加していると回答した市民の割合について、60%を目標とする。		
困りごとを相談できる相手がいる市民の割合	95%	98%
【説明】 市政世論調査で、日常生活において困ったときに相談できる相手がいると回答した市民の割合について、98%を目標とする。		

関連計画

○ 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)

※ 地域活動

住民が主体となり、地域のつながりや暮らしの向上等を目的とする活動。自治会活動・スポーツ・文化・福祉など幅広い活動を含む。

※ 8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯に係る問題で、生活に何らかの問題を抱えている場合が多い。

※ ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に抱える状態。

※ ケアラー

高齢、障がい、疾病等により援助を必要とする親族、友人等に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話等を提供する人。

※ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者。



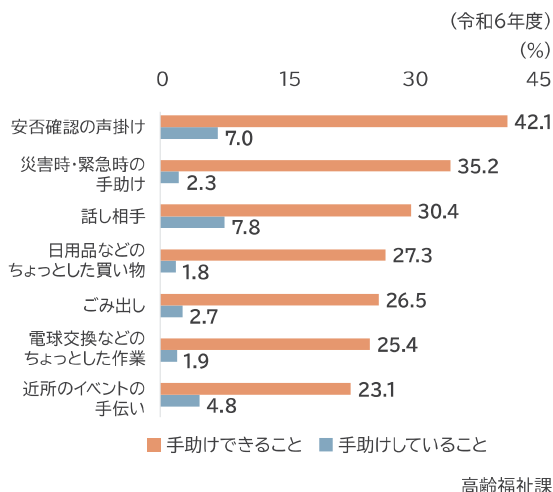
現 状

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が生じており、その結果、自殺、虐待などの社会問題に加え、近年では、「ひきこもり」問題や単身世帯の増加に伴う「孤独・孤立」も全国的な問題として顕在化しています。
- 8050問題※やダブルケア※、ケアラー※・ヤングケアラー※など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった分野別の制度では対応困難な課題が発生し、多様な支援を必要とする人が増加しています。
- 地域福祉に関心を持ち、新たな担い手になり得る可能性がある市民がまだまだ地域活動への参加に至っていない傾向が見られます。

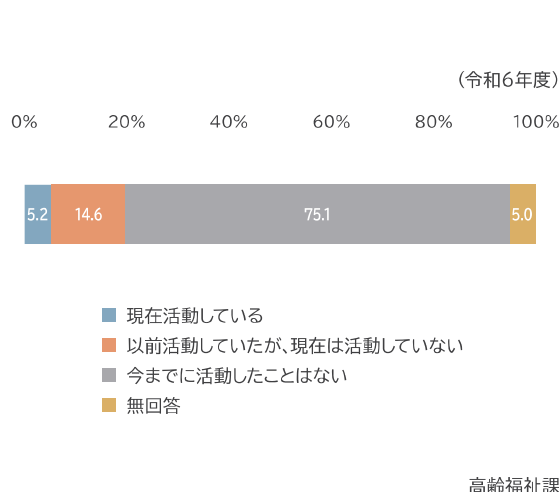
課 題

- 地域コミュニティの希薄化などによって生じるさまざまな課題の解決に向けて、行政のみならず、地域住民や団体、企業、大学など地域の多様な主体の参画による支援体制を整備する必要があります。
- 課題の発生から解決に至るまで身近な地域で包括的な支援が受けられるよう、地域の関係機関どうしのネットワークを構築する必要があります。
- 地域活動の活性化に向けて、ボランティアやNPOなど地域を支える人材の育成や活動に対する支援の充実が求められています。

地域福祉への関心と実際の活動状況



ボランティア・NPO活動の経験



➤➤➤ 施策の方向性

211 多様な主体が活躍できる環境の充実を図る

● 地域福祉を担う多様な主体との連携強化

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会や、民生委員・児童委員、民間企業や大学を含めた地域の主体との連携を図ります。

また、地域福祉を担う人材の確保・育成に努めるとともに、地域福祉活動[※]に関する情報発信を強化するなどの支援を行います。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域福祉活動に携わる団体数	630団体	660団体
[説明] 地域、高齢、障がい、児童の各福祉分野における住民主体の地域福祉活動に携わる団体数について、660団体を目標とする。		

212 包括的な支援体制の充実を図る

● 包括的支援体制の充実

社会とのつながりの構築や地域との交流機会の創出など、さまざまな支援を重層的に組み合わせることで、「ひきこもり」や「孤独・孤立」、「ケアラー・ヤングケアラー」などを含め、あらゆる課題に対応した包括的な支援体制の充実を図ります。

また、複合的な課題を抱える市民に対し、地域の多様な主体と連携し適切な支援につなげます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
重層的支援に係る会議の開催数	年間14回	年間18回
[説明] 重層的支援 [※] において、複合的な課題を抱えた人や世帯に対する支援の方向性を検討する会議(重層的支援会議、支援会議)の開催数について、年間18回を目標とする。		
民生委員・児童委員一人あたりの年間活動日数	年間106.8日	年間120日
[説明] 市民への声かけや訪問、相談対応のほか、スキルアップのための勉強会や研修への参加など、民生委員の活動日数について、年間120日を目標とする。		

※ 地域福祉活動
地域活動のうち、住民の生活支援や福祉増進等を目的として行われる活動。

※ 重層的支援
社会福祉法第106条の4に基づき、地域住民が抱える、単独の機関や分野(高齢、障がい、子育て、生活困窮など)だけでは対応が難しい複雑かつ複合的な課題の解決のために行う分野横断的な支援。

市民から見た“越谷” ～市民懇談会・若者まちづくり懇談会より～

めざす姿

子どもたちが元気に遊び、
のびのび育つことは、
安心して子育てできることに
つながると思う



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

近所どうして
お互いを支え合える
ようなまちにしたい



市民懇談会

新しい感染症にも
的確に対応できるまちで
あってほしい



若者まちづくり懇談会（高校生・大学生）

現状・課題

困っている人を
見かけた時に声をかける
など、協力し合う雰囲気が
薄れてきている



市民懇談会

交流する場がなく
孤独を感じている
人がいる



市民懇談会

障がいがある人と
ない人がともに交流した
り、活動したりする場を
知る機会がない



市民懇談会

子どもどうして、
のびのびと元気に遊ぶ
機会が減っている



市民懇談会

子育て支援施設が充実して
おり、子どもが将来の夢や
希望の実現に向けて学べる
環境があると思う



市民懇談会



若者まちづくり懇談会<中学生の部>



若者まちづくり懇談会<高校生・大学生の部>

市民の健康づくりを進め、 充実した地域医療・保健衛生体制をつくる

めざす姿(5年後の状態)

自らの健康づくりにより健康寿命※が延伸するとともに、 新たな感染症などの予防・まん延防止対策が充実している

健康を取り巻く状況は大きく変化し、生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に延伸した一方で、生活習慣の変化によって、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が、毎年、死因の上位を占めています。このような状況のなか、市民と関係団体、行政が連携し、それぞれの役割を担うことで、健康づくりの推進に取り組みます。

令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症発生時の迅速な対応、積極的な疫学調査により感染拡大・まん延防止を図るとともに、積極的な情報発信に努めます。

また、食品による健康被害の防止に向け、食品等事業者への監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、食の安全・安心を確保するとともに、検査体制の拡充に努め、保健衛生体制の充実を図ります。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和5年)	目標値(令和11年)
65歳健康寿命の延伸	男性 18.15年 女性 21.14年	男性 18.93年 女性 21.86年
【説明】 65歳の方が自立した生活を送ることができる期間について、男性は18.93年、女性は21.86年とする。ことを目標とする。		

関連計画

- 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」(令和6～17年度)
- 第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画(令和6～10年度)
- 越谷市感染症予防計画(令和6年度～)
- 第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画(令和6～11年度)
- 越谷市立病院第7期中期経営計画(令和7～9年度)
- 越谷市食品衛生監視指導計画(毎年度策定)

※ 健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した、「平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間」。本市では、埼玉県と同様に「65歳に達した方が健康で自立した生活を送ることができる期間」、具体的には「要介護2以上になるまでの期間」を「65歳健康寿命」として算出。

※ HACCP(ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。



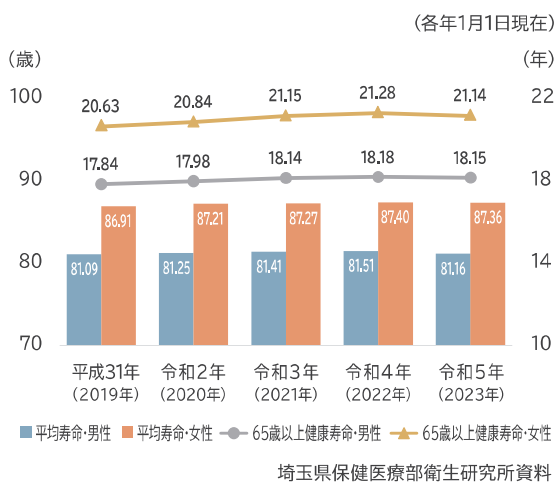
現状

- 生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に延伸した一方で、生活習慣の変化によって、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が、毎年、死因の上位を占めています。
- 人口10万人あたりの看護師等の人数は、県平均を上回っているものの、全国平均は下回っている状況です。
- 大規模災害や新型インフルエンザ等(新たな感染症含む)による健康危機の発生が懸念されています。
- 確実かつ効率的な食品の衛生管理を可能にするため、食品等事業者にはHACCP※に沿った衛生管理の実施が求められています。

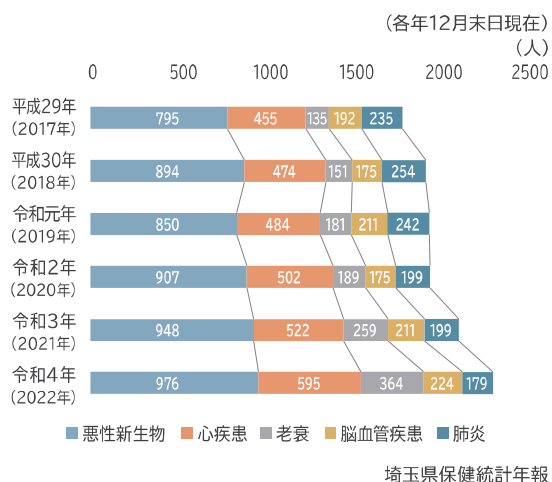
課題

- 健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の予防や心身機能の維持向上を図るため、市民と関係団体、行政が一体となった健康づくりの取組みをさらに推進する必要があります。
- 超高齢社会の到来や災害時等に対応する地域の医療体制を強化する必要があります。
- 大規模災害や新型インフルエンザ等(新たな感染症含む)の健康危機発生時に備え、有事における保健医療体制を強化する必要があります。
- 食中毒対策や動物愛護などの総合的な保健衛生行政を効果的に推進する必要があります。

越谷市の平均寿命と65歳以上健康寿命



越谷市の主要死因別死亡者数(上位5位)



施策の方向性

221 市民の健康づくりを進める

● 健康づくり推進事業の充実

健康的な生活習慣への意識を高め、実践に結び付けていくため、市民と関係団体、行政が一体となり、健康教育・相談、健(検)診等を実施し、健康づくりを推進します。

● 疾病予防対策の充実

疾病の早期発見・治療のため、各種健(検)診を行うとともに、感染症などを防ぐために予防接種を実施します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
健康づくり事業の参加者数	年間4,808人	年間7,000人
[説明] 健康体操教室や生活習慣病予防セミナーをはじめとする健康教育の参加者について、年間7,000人を目標とする。		
がん検診受診率	9.6%	13%
[説明] 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん検診の平均受診率について、13%を目標とする。 ここでいう平均受診率とは、全住民に対して本市が実施するがん検診受診者の受診率を平均化したもの。		

222 地域医療体制の充実を図る

● 地域医療体制の整備

地域の医療体制を充実させるため、市内医療機関等における看護師等の人材確保に努めます。また、医療と介護の関係者が定期的に集まる会議等を通じて連携を強化し、在宅医療の充実を図ります。さらに、災害時等における地域の医療体制を維持するため、地域の医療機関との連携体制を強化します。

● 救急医療の充実

夜間急患診療所の認知度向上に努め、夜間における初期救急医療の充実を図ります。また、救急医療の正しい知識の啓発に努め、初期から第三次までの救急医療体制の適正利用を促進します。

● 地域の基幹病院としての市立病院の充実

地域の基幹病院としての役割を果たすため、現在の経営状況を改善すべく地域医療機関との連携および救急医療体制の強化を行い、併せて、経営形態や施設の老朽化対策、建替えなど、今後の病院のあり方を多角的に検討します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
看護師等確保事業の助成人数	—	年間130人
[説明] 看護師等確保事業における就業支援金、市内転入支援金等の助成人数について、年間130人を目標とする。		
夜間急患診療所の認知度	80.2%	85%
[説明] 市政世論調査で、夜間急患診療所を「利用したことがある」「利用したことはないが知っている」と回答した市民の割合について、85%を目標とする。		
市立病院の総収支比率	90%	100%以上
[説明] 総費用に対する総収入の割合である総収支比率について、黒字を示す100%以上を目標とする。		

223 保健衛生体制の充実を図る

● 感染症対策等の専門的な保健衛生の推進

新たな感染症の発生が懸念されるなか、感染症発生時の迅速な対応、積極的疫学調査により、感染拡大・まん延防止を図ります。また、市民が予防のための行動がとれるよう、啓発活動や相談・検査事業を実施するとともに、感染症発生動向に基づく、積極的な情報発信を行い、感染対策への意識の向上を図ります。

● 自殺対策の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない越谷」の実現を目指し、精神保健福祉に関する相談および自殺未遂者等に対する相談支援を実施します。また、ゲートキーパー※研修等を実施し、自殺対策に関する理解を深め、ゲートキーパーの役割を担う人材を養成します。さらに、自殺予防普及啓発駅頭キャンペーン等により普及啓発を幅広く行うなど、自殺対策を総合的かつ計画的に推進します。

● 食の安全・安心や生活衛生の確保

食品による健康被害防止に向けて、関係機関との連携による流通食品の検査や食品等事業者への監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、食の安全・安心の確保を図ります。

● 動物愛護の推進

動物愛護週間に行うイベントや市民からの動物の飼養等に関する相談に個別に対応することで、動物の愛護および適正飼育の推進を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)実施率	100%	95%
【説明】 結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS※)の実施率について、国の指針における目標値95%を維持することを目標とする。		
自殺予防普及啓発駅頭キャンペーンの実施回数	累計20回	累計38回
【説明】 自殺予防普及啓発駅頭キャンペーンの実施回数について、累計38回を目標とする。		
食品営業施設(新法施設)への監視指導数	年間426件	年間400件
【説明】 食品営業施設(新法施設)への監視指導数について、年間400件を目標とする。		
動物愛護および適正飼養に関する事業の参加者数	年間1,740人	年間1,700人
【説明】 飼い主のいない猫の譲渡会や犬のしつけ方教室などの動物愛護および適正飼養に関する普及・啓発事業の参加者について、年間1,700人を維持することを目標とする。		

※ ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。命の「門番」という意味でゲートキーパーと呼ぶ。

※ DOTS(ドッツ)

Directly Observed Treatment, Short-course(直接監視下短期化学療法)の略。直接服薬確認療法を主軸とした、結核患者が適切な容量の薬を服用するところを医療従事者が目の前で確認し、治癒するまでの経過を観察する治療方法。

めざす姿(5年後の状態)

地域・社会全体でこどもたちをサポートし、こどもたちが希望を叶え、幸福な生活を送ることができる

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援するとともに、困難を抱えるこどもや家庭を早期発見し、適切な支援を図るなど、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、こども・若者の権利について、周知・啓発に努め、こども・若者自身がこどもの権利や人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るとともに、家庭や学校、地域、関係機関と連携し、こども・若者が安心して生活できる環境や健やかに成長できる居場所づくりを推進します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
待機児童数	保育所 4人 学童保育室 395人	0人
【説明】 保育所(園)入所に至っていない児童数(4月1日時点)および学童保育室の利用決定に至っていない児童数(5月1日時点)について、0人とすることを目標とする。		
「こどもの居場所」の数	21か所	29か所
【説明】 市内の「こどもの居場所※」の数について、29か所とすることを目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第6次越谷市障がい者計画(令和8～12年度)
- 第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画(令和6～8年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)
- 第4次越谷市男女共同参画計画(令和3～12年度)
- 第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」(令和6～17年度)
- 第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画(令和6～10年度)

※ こどもの居場所
こども食堂や学習支援施設など、こどもが家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。



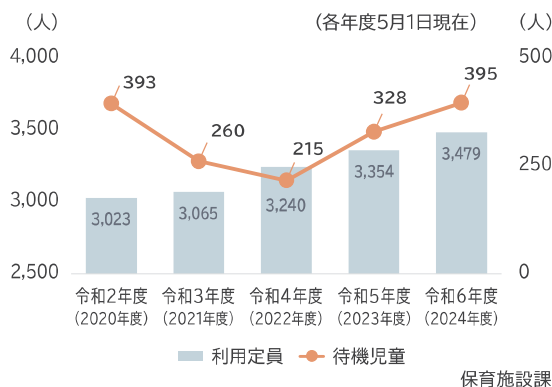
現状

- 「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべてのこども・若者の権利擁護を推進し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）を実現するため、令和5年4月にこども基本法が施行されました。
- 近年、児童虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー、こども・若者の自殺の増加など、こども・若者を取り巻く状況が大きく変化しています。
- 共働き家庭の増加や核家族化の進行などにより、求められる子育て支援・保育サービスが多様化しています。
- 少子化や核家族化が進行し、子育てに対する不安や孤独を感じる保護者が増加しています。また、地域のつながりが希薄化し、こども・若者どうしが遊び、学び合う機会が減少しつつあります。

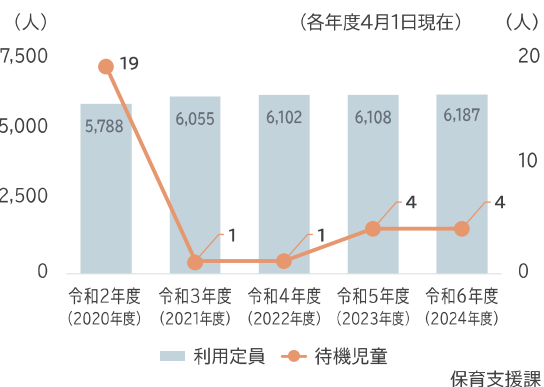
課題

- こどもや子育て世帯を地域全体で支える機運を醸成し、官民協働でこども施策を推進する必要があります。
- こどもの不安や悩みの早期発見、早期対応に向け、関係機関の連携を強化するとともに、こどもや保護者が安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。
- 産前産後から不安や孤独を感じながら育児を行う保護者は少なくないことから、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことが必要です。
- ライフスタイルの多様化にあわせ、子育て家庭のニーズに沿った保育施設の整備や子育て支援・保育サービスの充実を図るとともに、こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援し、困難を抱えるこどもや家庭を適切に支援することが必要です。
- 安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者の健やかな成長を支援するため、家庭・学校・地域と連携を図っていくことが必要です。

学童保育室の利用定員と待機児童数



保育所（園）の利用定員と待機児童数



施策の方向性

231 こども・若者の権利と安全を守る

● こども・若者の権利擁護を重視した環境づくり

こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、すべての市民がこども・若者の権利について学ぶ機会を得られるよう、周知・啓発を行います。また、虐待の発生予防や早期発見、早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めるとともに、被害を受けたこども・若者に対し、さまざまなかたちで支援を行います。さらに、日常のさまざまな場面でこどもが参画し、意見を表明できる機会づくりを進めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
家庭児童相談員の研修会等受講回数	累計42回	累計108回
【説明】 家庭児童相談員の研修会等受講回数について、累計108回を目標とする。		
青少年相談室開室時間	年間1,066時間	年間1,200時間
【説明】 青少年相談室を週4日相当開室し、年間の開室時間を1,200時間とすることを目標とする。		

232 親と子の健康づくりに取り組む

● 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

妊娠・出産にかかる母子保健事業を通じて、母子の健康づくりを推進するとともに、育児に関する助言、情報提供等により、不安の解消を図ります。

● こどもの健やかな成長の支援

こどもが生涯にわたり、健やかに成長できるよう、身近な地域でさまざまな運動・身体活動に親しむことができる機会を提供します。

また、体験活動をはじめとする各種取組みにより、こどもへの食育を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
妊産婦・母子相談件数	年間6,343件	年間6,000件
【説明】 母子健康づくり事業における妊産婦や母子の不安解消を目的とした相談について、年間6,000件を目標とする。		
産後ケア事業の利用人数	年間64人	年間150人
【説明】 産後ケア事業の利用人数について、年間150人を目標とする。		
子育て支援アプリ新規登録者数	年間1,325人	年間1,000人
【説明】 子育て支援アプリ(がやっこ)の新規登録者数について、年間1,000人を維持することを目標とする。		

233 こどもと子育て家庭を支える

● **子育て支援サービスの充実**

保育施設等の整備・改修等や保育人材の確保・育成により、多様で良質な保育サービスを安定的に提供します。

また、子育て中の保護者の多様なニーズにあわせ、情報提供や相談支援等の各種子育て支援サービスの充実を図ります。

● **子育て家庭と地域のつながり**

子育て中の保護者どうしの地域での交流を促進し、子育てする力を高めていく機会の充実を図ります。

● **困難を抱えるこどもや家庭への重層的支援**

貧困や障がいなど、困難を抱えるこどもや家庭に対し、経済的支援をはじめ、相談支援、保護者の就労支援など幅広い視点から総合的に支援を行います。

● **子育てしやすい就労環境づくり**

仕事と子育てが両立できるよう、家庭への普及・啓発を行うとともに、父親に対する子育て支援の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
公立保育所の建て替え施設数	累計6施設	累計9施設
[説明] 老朽化した公立保育所について、累計9施設の建て替えを目標とする。		
子育てサロンの利用者数	年間41,179人	年間50,000人
[説明] 子育てサロンの利用者数について、年間50,000人を目標とする。		
母子・父子自立支援プログラムの策定件数	年間3件	年間3件
[説明] 母子・父子自立支援プログラムの策定件数について、年間3件を目標とする。		

➤➤➤ 施策の方向性

234 こども・若者を地域全体で育む

● こどもの居場所・体験機会の提供

放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育室を整備するとともに、多様なニーズに対応できるよう、夏季休業期間の一時預かり事業を行うなど、待機児童を早期に解消します。

また、こども食堂などに対し、立ち上げ時の経済的支援や事業継続に向けた相談支援を行うとともに、児童館においては、さまざまな体験機会を提供し、こどもが立ち寄りやすい施設運営を図るなど、こどもの居場所の充実を図ります。

● 家庭・学校・地域の連携の推進

地域の人材活用等を通じて、家庭や地域の教育力の向上とこどもの育ちを地域で見守る体制づくりを推進します。

● こども・若者の健全育成と自立支援

発達段階に応じて、こどもの心身の健全な育成を図るとともに、職業体験等を通じて、職業意識を形成する支援を行います。

また、若者が自発的に交流・活動できる場を創出するとともに、結婚を希望する若者の出会いを支援します。さらに、社会生活に困難を有する若者に対し、相談支援、就労支援等を行います。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
学童保育施設数	累計54施設	累計60施設
[説明] 学童保育施設について、累計60施設の設置を目標とする。		
こども誰でも通園制度の利用認定者数	—	年間1,500人
[説明] 保育所等に通っていない0歳6ヶ月～2歳のこどもを対象とするこども誰でも通園制度の利用認定者数について、年間1,500人を目標とする。		
SAITAMA出会いサポートセンター登録者数	715人	1,000人
[説明] SAITAMA出会いサポートセンターに登録している市民について、1,000人を目標とする。		



子育てサロン



こどもまんなか社会

1994年— 日本は「子どもの権利条約」を批准しました。

児童は、守られるだけでなく、基本的な人権を持つ主体であることが明確にされ、大人と同じように、ひとりの人間としてさまざまな権利が認められるということが定められました。

ただ、当時の国内では「児童福祉法」や「教育基本法」「少年法」「児童虐待防止法」などの個別の法律はあるものの、条約にあるようなこどもを権利の主体として位置づけ、その権利を守る総合的な法律は整備されませんでした。

その後、急速に少子化が進展するなか、児童虐待の通報件数の増加、いじめや不登校、自殺など、こどもを取り巻く深刻な状況は、社会的な重要課題として捉えられるようになりました。

こうしたことを背景に、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むこととする総合的な法律「こども基本法」が施行され、同時に、政府はこども家庭庁を設置しました。



こども家庭庁は、こども基本法の理念に則った施策の基本的な方針等を定めたこども大綱に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を呼びかけています。

越谷市も、こうした「こどもまんなか社会」に向けた取組みに賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。

市役所エントランス棟において開催している「こしがや こどもまんなか！フェスティバル」は、こどもや子育てを支援する団体や企業、こどもスタッフの支援のもと、大人もこどもも一体となって盛大に開催され、地域全体でこどもや子育て世帯を支えようという思いが感じられるイベントとなっています。



2-4 障がい者(児)が安心して暮らせる環境をつくる

めざす姿(5年後の状態)

障がい者(児)が社会に参画でき、その一員としてともに 生きる社会づくりを目指して、安心して暮らせる環境をつくる

障がいの早期発見、療育の充実や医療的ケア児※(者)への支援の提供、相談支援体制の充実や成年後見制度の利用促進、住まいや日中活動の場の確保等により、障がい者(児)と家族が地域で安心して暮らせるよう、それぞれの状況や意向に寄り添いながら地域全体で支える環境を整え、社会の一員としてともに生きる社会づくりを目指します。

また、就労の支援や外出の支援など、障がい者(児)の社会参加を促進する多様なサービスの充実を図り、生活の幅や活動の機会を広げ、障がい者(児)が望む自立した生活を送れる環境づくりを進めます。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値	目標値(令和12年度)
差別や偏見を感じている障がい者の割合	34.8% (令和6年度)	0%
【説明】 障がい者計画等策定時に実施するアンケート調査で、差別や偏見を感じることがあると回答した障がい者の割合について、0%を目標とする。		
障がいに対する理解が進んでいると思う市民の割合	54.3% (令和7年度)	100%
【説明】 市政世論調査で、障がいや障がいのある人に対する理解が進んだと回答した市民の割合について、100%を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第6次越谷市障がい者計画(令和8～12年度)
- 第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画(令和6～8年度)
- 第1期越谷市こども計画(令和7～11年度)

※ 医療的ケア児

新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き胃ろうやたんの吸引、人工呼吸器といった医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児や重症心身障がい児。

※ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化等を見据えた地域での居住支援の体制で、緊急時の受入れや対応、地域の体制づくりなどの機能を持つ。

※ 基幹相談支援センター

地域における障がい者(児)への相談支援の中核的な機関で、事業者等に対する指導や助言、人材育成の支援等を行う。



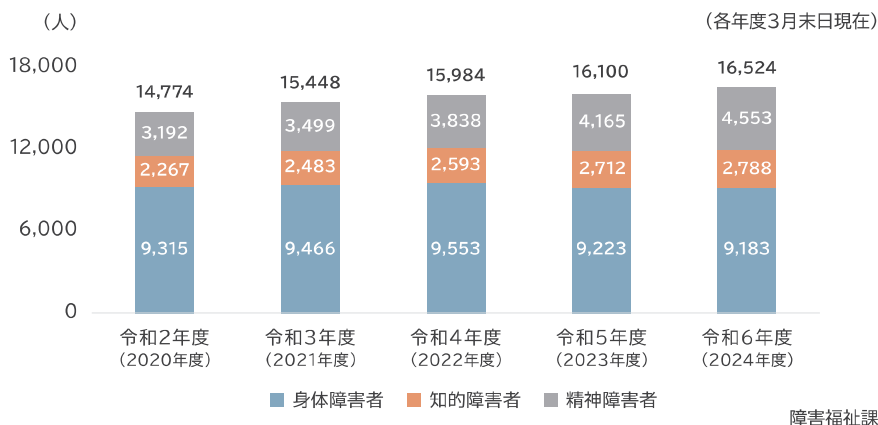
現状

- 医療的ケア児(者)や障害者手帳の所持者数が増加しているなか、障がいの重度化や重複化、障がい者と介護者の高齢化も進んでおり、在宅での生活が困難になる事例が増加傾向にあります。さらに、判断能力の低下により、財産の管理や日常生活に支障をきたすケースが増加しています。
- 市民の価値観や生活様式が多様化するなかで、障がい者(児)を取り巻く状況も変化しており、安心して暮らすことのできる支援体制の充実が求められています。
- 経済的自立の意欲が高まっており、就労に向けた訓練の利用が増加しています。多様な就労ニーズに応えるため、就労支援のさらなる充実が求められています。

課題

- 医療的ケア児(者)の増加や障がい者の重度化・高齢化、親亡き後を見据え、療育の充実や医療的ケア児(者)への支援を図るとともに、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等[※]の機能強化を図る必要があります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター[※]による相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため、成年後見制度の利用相談や手続き支援により、制度の利用を促進する必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、住まいや日中活動の場等を提供する事業所の整備を進める必要があります。
- 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労の支援を行う必要があります。

障害者手帳所持者数



➤➤➤ 施策の方向性

241 障がいの早期発見と療育環境を整える

● 障がい児の発達支援の充実

児童発達支援センターにおいて、発達に支援が必要な未就学児を対象に、日常生活の指導や集団生活への適応訓練等を充実し、保育所等へのスムーズな移行に努めます。また、専門職の体制を強化し、療育等の一層の充実を図ります。さらに、地域の中核的な役割を果たすため、保育所等訪問支援や事業所への支援・助言を実施するなど、在宅の重度心身障がい児やその介助者が安心して暮らすことができるよう、施設機能の一層の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
保育所等訪問支援実施回数	年間110回	年間120回
[説明] 保育所等訪問支援について、年間120回の実施を目標とする。		

242 生活の質の向上を支援し、社会的自立を促進する

● 相談支援体制の充実

障がいの重度化、重複化等を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制として、地域生活支援拠点等の運用を行います。

● 就労支援の充実

障がい者(児)が地域のなかで安心して自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援センター等で障がいの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図ります。

● 成年後見制度の利用促進

障がい者の権利擁護のため、判断能力が低下した障がい者等の権利と財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

● 在宅介護の充実

障がい者の日常生活を支援し、介護者の負担を軽減するため、各種在宅サービスの適切な利用拡大に努めます。

● 在宅障がい児支援の充実

日常的に在宅で医療的ケアが必要な障がい児(者)とその家族を支援するため、関係機関・団体による連携を緊密にするとともに、地域で安心して生活ができるよう支援体制の整備を進めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域生活支援拠点等登録事業所数	累計24か所	累計36か所
[説明] 地域生活支援拠点等の取組みに参画する事業所について、累計36か所とすることを目標とする。		
障害者就労支援センターでの相談件数	年間2,575件	年間2,790件
[説明] 障害者就労支援センターでの相談件数について、年間2,790件とすることを目標とする。		
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	累計21人	累計33人
[説明] 医療的ケア児等を支援する人材を養成するための研修修了者について、累計33人とすることを目標とする。		

243 地域での生活を支え、日常生活の充実を図る

● 日中活動の場の充実

障がい者(児)が地域社会の一員として社会活動などに参加する機会や場の充実に努めます。

● 住まいの場の充実

障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、グループホームなどの住まいの場の整備を促進します。

● 日常生活への支援の充実

障がい者(児)の自立した生活を促進するため、日常生活用具の給付や手話通訳者などの派遣に取り組みます。

● 医療・手当等の充実

障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、医療費や手当を支給します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
こばと館の利用者数	年間14,595人	年間17,900人
[説明] 障害者福祉センターこばと館の利用者数について、年間17,900人を目標とする。		
手話通訳者・要約筆記者の派遣件数	年間1,203件	年間1,370件
[説明] コミュニケーション支援事業における手話通訳者および要約筆記者の派遣件数について、年間1,370件を目標とする。		

244 安心して外出するための円滑な移動を支援し、社会参加を促進する

● 暮らしのなかのバリアフリーの推進

障がい者(児)が地域社会のなかで活動し、自立した日常生活を営むことができるよう、公共施設等のバリアフリーに関する情報提供の充実を図ります。

● 外出支援の充実

障がい者(児)が安心して外出できるよう、外出介助などの支援の充実を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
移動支援事業の登録事業所数	累計74か所	累計77か所
[説明] 移動支援事業において市と協定を締結しているサービス提供事業所について、累計77か所を目標とする。		

2-5 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくる

めざす姿(5年後の状態)

ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができる

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるよう、住民が主体となった介護予防の推進や住民どうしの互助による生活支援体制の整備を図るなど、高齢者を地域全体で支え合うための支援体制づくりを目指します。

また、認知症施策の強化と充実を図り、認知症の人にとってやさしい地域を目指すとともに、地域包括支援センターにおける介護保険制度に関する相談、情報提供体制の充実、さらには在宅医療と介護の連携促進など、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各種サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
認知症について関心がある市民の割合	—	90%
【説明】 市政世論調査で、認知症について関心があると回答した市民の割合について、90%を目標とする。		
困りごとを相談できる相手がいる65歳以上の市民の割合	95.3%	98%
【説明】 市政世論調査で、日常生活において困ったときに相談できる相手がいると回答した65歳以上の市民の割合について、98%を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)



現状

- 少子高齢化が進むなか、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、要介護認定率の上昇、家族の介護力の低下などが進んでおり、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まっています。
- 生産年齢人口の減少等により、医療や介護の専門職が不足していることから、地域住民をはじめとした、多様な担い手による日常生活を支援する体制づくりや在宅介護支援の充実が急務となっています。
- 令和7年(2025年)に「団塊の世代」の全員が後期高齢者となり、高齢者人口のうち、後期高齢者の割合が上昇しています。これに伴い、医療や介護需要が増加し、今後、介護保険料の上昇が懸念されます。

課題

- 高齢者や要介護認定者の増加に伴い、サービス需要は今後さらに増加することが見込まれる一方、人材不足などにより、医療・介護供給体制の維持が課題となっています。こうした状況を踏まえ、専門職による支援に加え、住民主体の介護予防活動や生活支援、社会参加、生きがいづくりなどを積極的に促進していく必要があります。
- 介護保険制度を持続可能なものとするため、介護予防・フレイル※予防や自立支援の充実などに取り組む必要があります。
- 高齢化が進むなか、認知症は多くの人にとって身近なものになっています。認知症を我が事として捉え、認知症があってもなくても、希望を持ってともに生きていくことができる社会の実現が求められています。
- 高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターと地域の連携強化や、在宅医療と介護の連携推進など、高齢者を支える環境をより充実させていく必要があります。

※ フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階。「身体的フレイル」「精神・心理的フレイル」「社会的フレイル」の3つの種類に大きく分かれている。

➤➤➤ 施策の方向性

251 生きがいを支える

● 生きがいを支えるや社会参加の促進

高齢化に伴い多様化する市民ニーズに対応するため、老人福祉センターをはじめとする各種事業の充実を図るとともに、さまざまな社会資源を活用した居場所づくりや同世代・多世代との積極的な交流機会の提供などを通じて、高齢者の生きがいを推進します。

また、高齢者自身が地域の担い手となり活躍できる環境を整備するなど、多様な機会を提供することにより、これまで培ってきた経験を活かせるボランティア等の地域活動や社会参加を促し、高齢者が生きがいを持って地域で生活できる環境を整備します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
老人福祉センターの利用者数	年間238,468人	年間300,000人
【説明】 市内4館の老人福祉センター利用者について、年間300,000人を目標とする。		

252 住民主体の介護予防を進める

● 地域の支え合いによる介護予防活動への支援

地域の介護予防リーダーの養成など、住民主体の介護予防活動への支援や活性化に取り組み、地域による支え合いの体制づくりを進めます。

また、介護予防・生活支援サービス事業として、住民の担い手やボランティア等の多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、住民が参加しやすく、地域に根差した介護予防活動を推進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
介護予防に取り組む「通いの場」運営団体数	50団体	65団体
【説明】 住民主体の介護予防に取り組む「通いの場」の運営団体について、13地区で各5団体程度、65団体とすることを目標とする。		
住民主体サービス実施団体数	18団体	30団体
【説明】 住民主体で介護予防・生活支援サービスに取り組む団体について、30団体とすることを目標とする。		

253 認知症の人にやさしい地域をつくる

● 認知症の人に対する正しい理解の促進

市民一人ひとりの認知症の理解を促すために、認知症に関する正しい理解の促進を図ります。

● 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

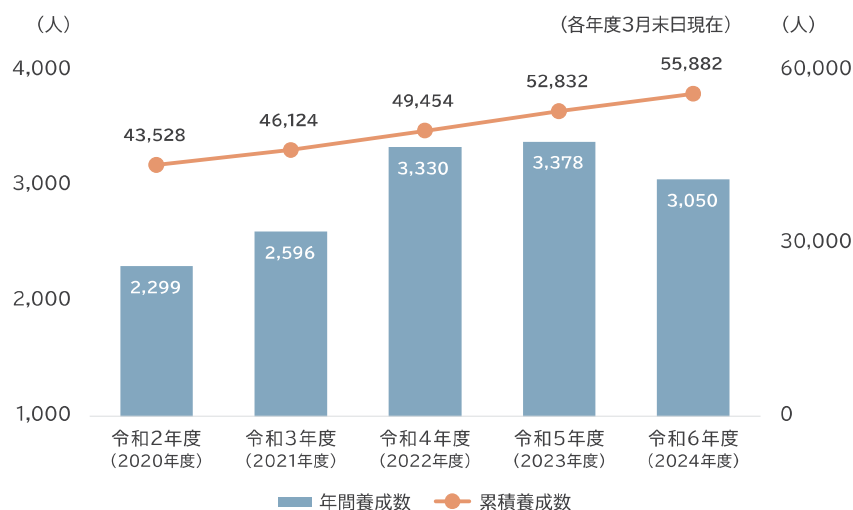
認知症になっても、生きがいや希望を持った暮らしを送れるよう、自分ができることやこれまでの経験を活かした社会参加を支援するとともに、本人の意思や望みを表明できる場や機会を確保することで、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。

● 認知症の早期診断と早期対応の促進

認知症の人や認知症が疑われる人が、早期に適切な医療につながり、介護サービス等を受けることで安心して生活できるよう支援します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
認知症サポーター養成数	累計55,882人	累計67,000人
[説明] 認知症サポーターの養成数について、人口の20%にあたる累計67,000人とするを目標とする。		
オレンジカフェ設置数	15か所	21か所
[説明] オレンジカフェ*設置数について、21か所とするを目標とする。		

認知症サポーター養成数



※ オレンジカフェ

認知症の方やその家族、地域の方や専門家などが、自由に参加・交流できる集いの場。

➤➤➤ 施策の方向性

254 高齢者を支える環境をつくる

● 総合相談窓口の充実

地域包括支援センターが、家族介護者への支援を含め、高齢者の総合相談窓口としての機能を十分に発揮できるよう、地域の関係機関や団体、多様な職種との連携を深め、支援体制の充実を図ります。

● 高齢者と家族介護者への支援

在宅で暮らす高齢者とその家族への支援を進め、介護者の負担軽減を図ります。

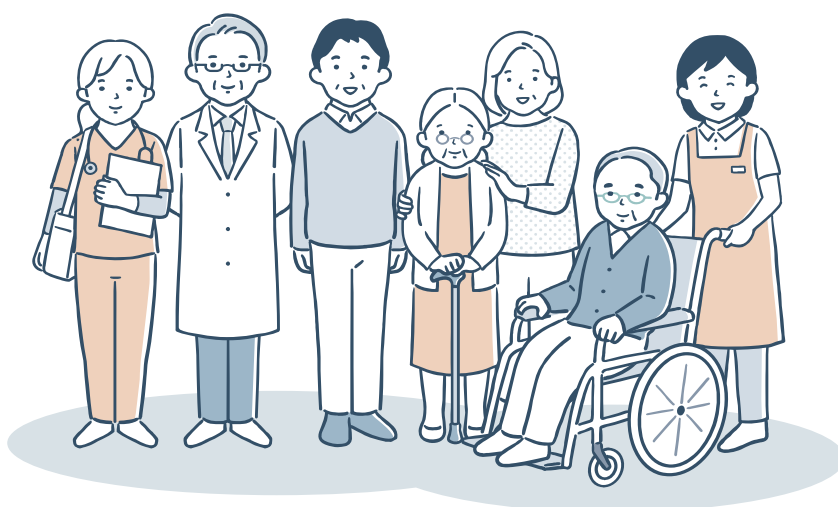
● 虐待防止の推進

高齢者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれないよう、養護者や養介護施設従事者による虐待の防止に取り組みます。

● 成年後見制度の利用促進

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図り、成年後見制度の利用を促進します。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域包括支援センターへの新規相談件数	年間3,863件	年間4,700件
[説明] 地域包括支援センターへの新規相談件数について、年間4,700件とすることを目標とする。		
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	474か所	600か所
[説明] 地域包括支援ネットワーク協力事業所について、600か所とすることを目標とする。		



255 介護保険制度の維持・充実を図る

● 介護保険制度の健全運営・制度維持

今後も、高齢者人口が増加することを踏まえ、認定調査内容の確認やケアプランの点検を強化するなど、介護給付費の適正化を推進するとともに、介護従事者の人材確保・育成や介護現場の生産性向上を図り、介護保険制度が持続可能な制度として運営できるよう努めます。

● 介護サービスの充実と質的向上

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすため、適正な要介護認定を実施し、良質な介護サービスが提供されるよう努めます。

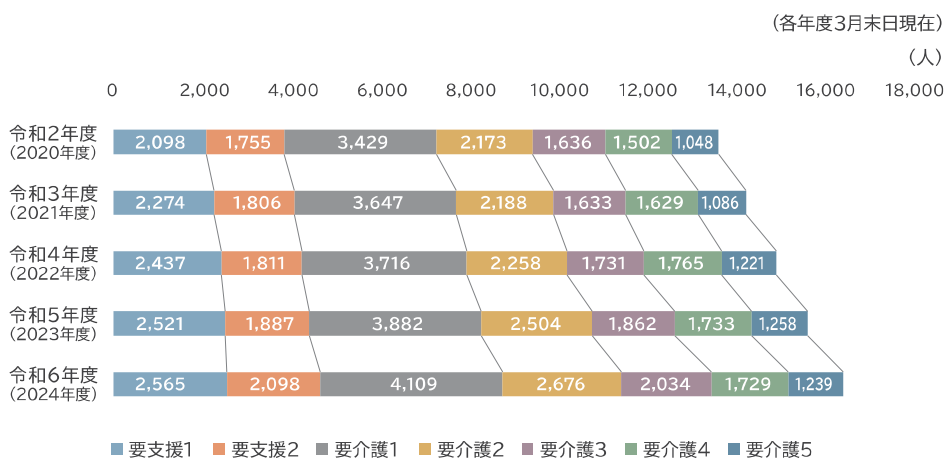
また、超高齢社会を迎え、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。高齢化に伴うニーズの増加・多様化に対応するため、高齢者への相談支援や情報提供を充実します。

● 介護保険施設等の整備・充実

特別養護老人ホームや居宅介護等の介護サービス提供基盤、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいなど、地域特性を踏まえ、介護保険施設等の整備・充実に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
介護サービス相談員受け入れ事業所数	年間9か所	年間12か所
[説明] 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所について、年間12か所を目標とする。		
入所・居住系施設等の床数	4,439床	4,800床
[説明] 入所・居住系施設等の床数について、4,800床を目標とする。		

要介護・要支援認定者数



介護保険課

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

めざす姿(5年後の状態)

だれもが地域で安心して暮らすことができる支援体制や 社会保障制度が充実している

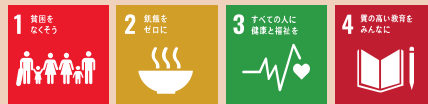
市民が安定した生活を送ることができるよう、生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な実施に努めます。また、医療費の適正化および財政の健全化に努め、国民健康保険発祥の地の誇りを持って、地域医療保険としての国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営を図るとともに、市民の公的年金受給権確保に向けた制度の周知・啓発に努めるなど、各種社会保障制度の適正な運営と支援体制の充実を図り、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

めざす姿に関連する達成指標

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた人の割合	100%	100%
【説明】生活困窮者に対する自立支援プランを作成したうち、自立に向けての改善が見られた割合について、100%を維持することを目標とする。		
国民健康保険被保険者1人あたり医療費の埼玉県市町村平均額との比率	98.9%	99%未満
【説明】国民健康保険被保険者1人あたりにかかる医療費について、県内自治体平均額との比率99%未満を目標とする。		

関連計画

- 第4次越谷市地域福祉計画(令和8～12年度)
- 第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画(令和6～11年度)



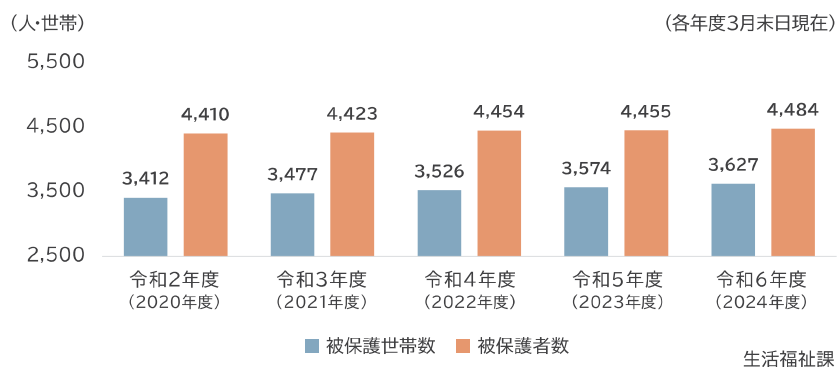
現状

- 人口減少、少子高齢化、核家族化などがますます進行するなか、生活保護率は年々増加しており、生活保護や生活困窮からの脱却を目指して就労支援事業や生活困窮者自立支援事業等を行い、就労者の増加につなげています。また、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの学習・生活支援事業を行っています。
- 国民健康保険制度および後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の中核を担っており、被保険者の健康増進に寄与しています。また、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度については、将来にわたり持続可能な制度となるよう、県と市町村が共同で運営しています。
- 高齢や病気・ケガなどで生活が損なわれないように、社会全体で経済的にお互いを支え合う年金制度において、取得、免除、請求等の各種申請窓口としての役割を担っています。

課題

- 就労支援やこどもの学習・生活支援などの各種支援や、生活上の諸問題に対する相談支援体制の充実を図るとともに、生活保護に至る前の段階における支援をより充実させていく必要があります。
- 高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、被保険者一人にかかる医療費が年々増加するなか、被保険者が安心して医療を受けることができるよう制度を維持・充実させるため、引き続き、医療費の適正化を図るとともに、健(検)診の受診率の向上やフレイル・疾病の予防の推進に取り組み、制度を安定的に運営していく必要があります。
- 年金財源がひっ迫するとともに世代間における負担の均衡が重要な課題となってきました。将来も国民の共同連帯により安定的運営を図り、健全な国民生活の維持・向上と制度への理解・加入促進が求められています。

生活保護の状況



施策の方向性

261 生活に困窮している方々へのサポート体制の充実に努める

● 生活保護の実施

家庭訪問等により、被保護世帯等の生活状況を把握し、必要な世帯に対して、生活保護を実施します。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、生活上の諸問題の解決を図るための適切な助言・指導を行うなど、被保護世帯の経済的、精神的、身体的自立に向けた支援体制の充実に努めます。

● 生活困窮者への自立支援の充実

生活困窮者自立支援事業の実施により、生活保護に至る前の段階の世帯に対する相談・支援や、被保護世帯等のこどもに対する学習支援などの充実に努めます。また、直ちに就職活動を行うことが困難な方については、専門支援員による就労準備支援を行い、社会生活に必要な基礎能力の形成など、日常生活や社会生活上の自立に向けた支援の充実に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
子どもの学習・生活支援事業参加率	32.8%	40%
[説明] 被保護世帯および生活困窮者世帯のこどもの学習意欲の把握および向上に努め、学習教室に参加した割合について、40%を目標とする。		

262 医療保険制度の維持・充実を図る

● 国民健康保険制度の健全運営

将来にわたり、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費の適正化および財政の健全化に努め、国民皆保険の中核を担う国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図ります。

● 後期高齢者医療制度の充実・強化

後期高齢者医療制度について、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、適正かつ効率的な運営を図ります。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
特定健康診査受診率	40.9%	60%
[説明] 特定健康診査の受診率について、未受診者への受診勧奨を図ることにより、60%を目標とする。		
後期高齢者健康診査受診率	39.5%	43%
[説明] 後期高齢者健康診査の受診率について、広域連合が掲げる目標値にあわせ、43%を目標とする。		

263 安定した生活が送れるよう年金制度の利用を支援する

● 国民年金制度の理解と加入の促進

国民年金の対象者が年金制度について正しく理解できるよう年金相談を実施します。また、各種申請の受理や年金機構への報告、年金記録の管理等、適切な事務手続きの履行により、対象者の年金受給権確保に努めます。

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
国民年金受給率	99.9%	100%

[説明] 国民年金受給率について、市民の公的年金受給権確保に向けた制度の周知・啓発などに努めることにより、100%を目標とする。

1人あたり医療費（国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者）

